岩手県告示第144号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成23年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			
名 称	主たる事務所の	名	称	所在地	変更年月日
	所在地	変更前	変更後		
社会福祉法人柏	一関市真柴字武	福光園痴呆性高齢者グル	福光園グループホームや	一関市真柴字柧	平成17年12月26日
寿会	奈沢39番地	ープホームやすらぎの家	すらぎの家	木立43番地96	